



中小法人・個人事業者のための

月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

給付額

中小法人等 ➡ 上限 **20** 万円/月 個人事業者等 ➡ 上限 **10** 万円/月 を支給します。

給付額 ➡ 2019年または2020年の基準月※1の売上ー2021年の対象月※2の売上

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。

※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という）が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

一時支援金または月次支援金を受給された方の申請の流れ

2回目以降の申請手続きが簡単（2STEPのみ）になります。初めて申請される方は、HP等でご確認ください。

STEP1 マイページから、必要情報を入力

STEP2 2021年の対象月の売上台帳※3を添付

事前確認が不要！
その他書類が不要！

※3 一時支援金を受給していても、月次支援金を初めて申請される場合は、宣誓・同意書も提出していただきます。

給付対象

詳しくはホームページでご確認ください

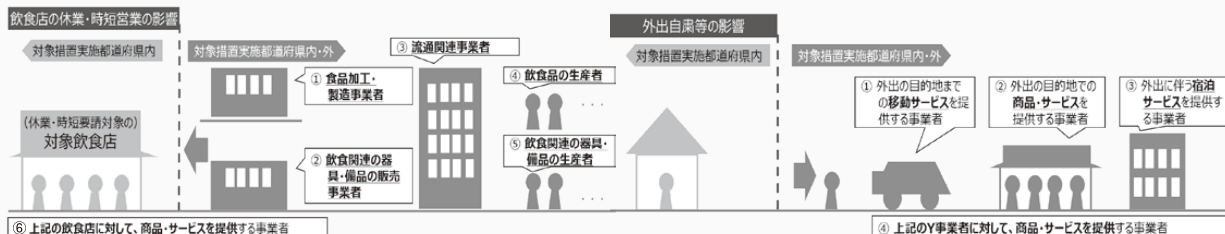
①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う

飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること ※4

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

※4 2021年4月以降に実施される対象措置に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること。または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。



申請期間

4月分/5月分：2021年6月16日 ～ 8月15日
6月分：2021年7月1日 ～ 8月31日

※原則、対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間とします。

給付対象の具体例

対象措置実施都道府県のお客様に、
商品・サービスを提供する
全国の事業者

1 日常的に訪れるお店
アパレルショップ、飲料や食料品の小売店、美容院や理容店、マッサージ店など

2 教育関連の事業者
学習塾、スポーツの習い事など

3 医療・福祉関連の事業者
病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など

4 文化・娯楽関連の事業者
スポーツ施設、劇場、博物館など

5 旅行関連の事業者
ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど

左記事業者と取引がある
全国の事業者

(他者を經由して左記事業者に商品・サービスを提供している事業者を含む)

6 経営コンサルタントや士業など専門サービスを提供する事業者

7 システム開発などのITサービスを提供する事業者

8 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者

9 飲料や食料品の卸売を行っている事業者

10 農業や漁業を営んでいる事業者

以下の場合には給付対象とはなりません



● 事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにもかかわらず給付を申請する場合は給付対象外です。



● (対象措置とは関係なく)売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合は給付対象外です。



● (対象措置とは関係なく)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は給付対象外です。



● 売上が50%以上減少していても、または、対象措置実施都道府県に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象外です。



● 地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」※5の支給対象となっている事業者は給付対象外です。

※5 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金

誤って受給することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。



IP電話
専用回線

0120-211-240

03-6629-0479

受付時間

8:30-19:00 (土日・祝日含む全日)

ホームページ



QRコード



月次支援金 検索

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

群馬県からのお知らせ

- ①感染症対策事業継続支援金
- ②経営安定に向けた融資制度
- ③感染症対策県内企業ワンストップセンター

※今回紹介した内容につきましては、本稿作成時点の情報を取りまとめたものです。制度の要件等については変更される場合もありますので、最新の情報確認をお願いします。

① 感染症対策事業継続支援金

「まん延防止等重点措置」の適用等に伴う飲食店への時短要請や不要不急の外出・移動の自粛の影響により、売上が大きく減少した中小事業者等に支援金を支給します。

1 支給対象

県内に本店又は主たる事業所を置く中小企業及び個人事業者(確定申告を行っている事業者)であって、次のいずれにも該当する者。

- ①休業又は時短営業を実施した県内の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること。
- ②本年の対象月(5月、6月)の事業者単位の月間売上高が前年又は前々年同月比で30%以上50%未満減少していること。

※月間売上高が50%以上減少している場合は、国(経済産業省)の「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る**月次支援金**[※]」の対象となりますので、当支援金の支給対象となりません。また、「まん延防止等重点措置」の適用等に伴う飲食店等及び大規模集客施設等の時短要請協力金の対象者は、当支援金の対象となりません。

(注)「月次支援金」につきましては、前頁をご覧ください。

2 支給額

- ・法人は20万円/月、個人事業者は10万円/月を上限に支給

【算出方法】対象月(5月、6月)ごとに次の式により算出

減少額＝前年又は前々年の対象月の売上－本年の対象月の売上

※上記算出方法により得られた減少額又は上限額のいずれか低い額を支給

3 申請方法等

- ・対象月ごとにオンライン、郵送にて申請受付予定(7月上旬の開始予定)
- ※申請方法等の詳細は、後日、県ホームページ等でお知らせします。

4 お問い合わせ先

名 称：感染症対策事業継続支援金コールセンター

受付時間：9：00～17：00(土日・祝日含む)

電 話：027-381-8590

② 経営安定に向けた融資制度

経営安定に向けた融資制度（県）

金利の引き下げ、保証料補助あり

経営サポート資金「新型コロナウイルス感染症対策資金」



融資対象者	セーフティネット4号、5号、危機関連保証、伴走支援型特別保証に対応した要件を満たす個人事業主、中小企業者	
対象資金	経営の安定に必要な事業資金（設備資金・運転資金）	
	経営サポート資金 （新型コロナウイルス感染症対策資金B、C、Fタイプ）	経営サポート資金 （新型コロナウイルス感染症対策資金Gタイプ）
融資限度額	Bタイプ 6,000万円 Cタイプ 5,000万円 （うち運転3,000万円） Fタイプ 3,000万円	4,000万円
融資期間	Bタイプ 設備 10年以内（うち据置2年以内） 運転 10年以内（うち据置1年以内） Cタイプ 設備 10年以内（うち据置2年以内） 運転 7年以内（うち据置2年以内） Fタイプ 運転 10年以内（うち据置1年以内）	10年以内 （うち据置5年以内）
融資利率	年1.1%以内	年1.1%以内
保証料補助	県が1/2補助 ※ただし、令和3年4月1日から9月30日の間に融資実行したものが対象です	国による補助あり
申込先	県内に本・支店がある銀行、信用金庫、信用組合	

相談窓口：経営支援課金融係 電話：027-226-3332 平日：8:30～17:15

③ 感染症対策県内企業ワンストップセンター

【総合相談窓口】

感染症対策県内企業ワンストップセンター

電話、FAX、メールによる相談に、県職員が対応します（無料）

相談内容	支援金、資金繰り、雇用、自粛要請、受発注取引、技術開発、職業訓練などに関する事業者や従業員からの相談
相談窓口 （県産業政策課内）	電話 027-226-2731 FAX 027-223-7875 平日：8:30～17:15 メール kigyoyou1@pref.gunma.lg.jp